

令和二年（二〇二〇）三月二十六日発行  
『大倉山論集』第六十六輯抜刷  
（公益財団法人 大倉精神文化研究所）

# 第七高等学校「造士館」号の研究

木  
崎  
弘  
美

# 第七高等学校「造士館」号の研究

木  
崎  
弘  
美

## 目次

- はじめに
- 一 幕末維新期の明倫館と学制
  - 二 山口高等中学校創設
  - 三 鹿児島高等中学造士館創設と廃止
  - 四 外山正一の主張
  - 五 第七高等学校造士館設立
  - 六 造士館号に対する意識
  - 七 造士館号の廃止と七高の終焉
- おわりに

## はじめに

鹿児島に存在した第七高等学校「造士館」は、旧制高等学校（以下、旧制高校と略し、個々の具体的な校名も原則として略称を用いる）の中で唯一校名に館号が附いている学校であった。本稿では、この「造士館」号に関する研究を行うこととする（以下、造士館の括弧を外して記述）。

旧制高校といっても、新しい学制が施行されてから約七十年が経過し、それは歴史用語の一つとなりつつある。ここで、旧制高校史の研究史を簡単にみておきたい。まず、入門編として挙げたいのが、秦郁彦の『旧制高校物語』<sup>1</sup>である。同書は新書版で入手しやすく、簡明な概説が記されており、新知見を交えた話題も豊富に含まれている。次に、専門的な書として、竹内洋『学歴貴族の栄光と挫折』<sup>2</sup>がある。同書は、多角的に旧制高校史に対して考察を加え、たいへん示唆に富む内容を有している。参考文献一覧も充実しており、その他の旧制高校史研究は同書を参照願いたい。同書には関係年表も付されており、至便でもある。

次に、旧制高校史研究の史料について触れておきたい。まず、旧制高校の後身といわれる各大学それぞれに、継続保管もしくは新たに蒐集された史料類がある。なかでも、旧制高校の学籍簿が残っている大学があると思われるが、これはプライバシーの問題から、開示される可能性は低く、現時点でその利用は困難である。また、活字化された史料として、『旧制高等学校全書』全九巻<sup>3</sup>が挙げられる。同史料集編纂のために蒐集された史料は「旧制高等学校文庫」としてまとめられ、現在、公益財団法人大倉精神文化研究所が同文庫の保存、管理にあたっている<sup>4</sup>。筆者は、本稿作成にあたって、同文庫所蔵史料を数多く参考にした。

また、本稿では、文献史料の他に聞き取りという方法も補足的に用いる。その聞き取り作業は体系的に質問し、回答を得たという性格のものではない。会話の流れの中で質問を行って回答を得た場合もあれば、相手方から積極的に話された場合もある。不完全ながらも、こうした聞き取り調査が可能だったのは、竹内洋が「旧制高校」という制度はなくなっても旧制高校文化は生き延びた」と説いたように、戦後の新制大学キャンパスに旧制高校的教養主義が蘇り、大学教員の中には旧制高校卒業生が多数存在しており、筆者は、そうした旧制高校卒業生が学界や社会の中心に未だ残っている学生時代を過ごしたからである。

では、本稿の主題である造士館号に対する研究について、具体的にその内容を列挙する。第一に、七高に造士館号が附与された経緯について考察を加える。秦郁彦は造士館号について、「十八世紀に創立された島津藩校の名を継承したのだが、他にも藩校を前身とする高校はあったから、ここだけがまが効いたのは薩長藩閥政府の御威光に他ならない」と論じている。この秦説に対して、山口宗之は官立高等中学校の発足と別枠の山口高等中学校および鹿児島高等中学造士館設立について、「明治維新運動を主導し明治国家を築いたこの両県（藩）の間にウエイトの違いがあったとは考えにくい」と述べ、薩摩閥に対抗した筈の長州閥が明倫館号に執着しなかった点を詮索すべしと説いている。

そこで本稿では、山口高等中学校が設立された経緯に考察を加え、山口高と明倫館号との関係を論じたうえで、七高に造士館号が附された経緯と比較して、その共通点と相違点を探りたい。また、鹿児島高等中学造士館廃止後、文部大臣を勤めるなど、教育政策を通して藩閥・県閥打破を説いた外山正一の論説から、当該期の山口と鹿児島と比較を論じた箇所を検討し、鹿児島における高等学校設立や造士館号附与にどのような外山の見解がみられるのか確認しておきたい。校名制定の権限を有する文部省に属していた外山のごとく、当該期における外からの認識を理解するこ

とは肝要である。もし、造士館号附与が藩閥政府の御威光によるものだとは仮定するならば、藩閥・梟閥打破の論者である外山に、造士館号に対して何らかの否定的な見解があると考える。さらに、山口高が明倫館号を手放した状況を明らかにし得れば、七高の後継校である鹿児島大学に造士館号が附与されなかった状況と共通する点を見出せるのではなからうか。

第二に、七高に附与された造士館号がどのような意識をもって七高生に受け止められたのか、七高生の造士館号に対する意識形成やその背景を見通した研究を行う。『七高史』「まえがき」冒頭には次のように記されている。

第七高等学校造士館―高等学校の名の下に号をつけて呼ぶのは、高校多しといえども、七高ただ一校である。造士館は即ち南国の大藩薩摩の国七十七万石の藩校として、ときの藩主島津重豪が、有為の青年を養成するために創設せるもの、明治維新に活躍した西郷以下の澁刺たる血潮とともに、あまた英雄を生んだ造士館の名もまた鹿児島島の誇る一つであった。<sup>(9)</sup>

このような造士館号に対する矜持は、七高に造士館号が附与された時期以来のものであったのか否か、当該期における七高生の造士館号に対する意識とその後の造士館号に対する七高生の意識を比較検討して、その背景についても明らかにしたい。造士館号は太平洋戦争終結の翌年に廃止され、七高そのものの終焉とタイムラグがあるが、その間の七高生の造士館号に対する意識についても検討する。

この七高生の意識について解明することは、旧制高校史研究全般からみても意義深いことと考える。たとえば、直木孝次郎は、旧制高校生は一般にエリート意識をもっていたと述べ、その意識がもつとも旺盛であったのは一高生であったと説いている。その理由として「一高がいわゆるナンバースクール（一高から八高まで）の先頭に位置することと首都の東京に所在すること」<sup>(10)</sup>を挙げている。そうした一高生のエリート意識の形成過程の考察を前提として、一

高以外の旧制高校生は、どのような意識を、どのような背景があつて有していたか、七高生の有した意識の解明は造士館号研究の一環であるのみならず、旧制高校生全体が有した意識におよぶ研究に繋がり得るだろう。

第三に、一と二の考察の過程で、後考のために指摘しておきたい点を掲げる。まず、鹿児島高等学校造士館に下賜された教育勅語の伝存についてみておきたい。これは、戦前教育の根幹に位置したともいふべき教育勅語の発布からその排除・失効に至る時期が、造士館号が附与されていた時期とほぼ一致するからである。さらに、造士館号と関連する事項として、尋常中学造士館の後身校と七高造士館の居所に因んだ名称および徽章を引き継いだ新制高等学校について論及したい。

## 一 幕末維新期の明倫館と学制

長州藩には、一八世紀初頭に萩に創建された藩校の明倫館が存在した。これに対して、長州藩士上田鳳陽が文化十二年（一八一五）に山口の中河原に開いた私塾山口講習堂（後に山口講習堂）が、万延元年（一八六〇）に三田尻の越氏塾とともに明倫館直轄となった。その結果、山口講習堂で学ぶ人数も増加したために、藩は校舎の移転を検討し、翌年に龜山東麓の空地に移転改築した。以降、この地は学校組織の変遷を経て、その後身校によって一世紀以上にわたり吉田キャンパス移転前の山口大学経済学部まで使用されることになる。<sup>1)</sup>

文久三年（一八六三）の藩庁の山口移転により、山口講習堂は山口明倫館と改称し、山口が萩に代わって文教の中心となる。その後、幕末の動乱で山口明倫館は一時廃止されるも復興し、山口と萩に明倫館が並立することとなったのである。明治維新後、藩は職制を改定し、山口・萩両明倫館学制を統括する学校主事を長官として置くことにより、

両明倫館は領内の最高学府となると同時に、教育行政の中樞を兼ねることとなった。

明治三年（一八七〇）二月の中小学規則の公布により山口・萩両明倫館が改称し、それぞれ山口中学と萩中学となつている。同規則の中学については「子弟凡ソ十五歳ニシテ小学ノ事訖リ十六歳ニ至リ中学ニ入り専門学を修ム」とある。また、明倫館の直轄であつた三田尻講習堂や他の諸学校は小学となつた。翌年、財政上の理由で徳山藩が山口藩と合併し、廢藩置県により、四藩（山口・豊浦・清末・岩国）が合併して、山口県となり、中学は県の管轄になつた。

明治五年（一八七二）八月に太政官より「学制」が発せられた。「学制」は国民皆学を目的とした近代学校制度に関する基本法令であつた。これに伴い、山口県では校制の改革が実施され、山口中学を含む県下の学校を廃止し新たに学区を設け管理を行つた。すなわち、山口・萩・岩国・豊浦の四中学区を置き、各々に変則中学を設けたのである。「学制」には変則中学に関する記述が次のようにある。

当今中学ノ書器未タ備ラス、此際在来ノ書ニヨリテ之ヲ教ルモノ、或ハ学業ノ順序ヲ踏マスシテ洋語ヲ教ヘ又ハ  
医療ヲ教ルモノ、通シテ変則中学ト称スヘシ<sup>13</sup>

ここにみられるごとく、四中学区には、施設・設備・書籍などの不備を理由に、変則中学を設置したのである。それでも、明治政府が初等教育に重点を置いたことから国費の援助を得られないこともあり、変則中学の経営は当初から困難な状況にあつた。そこで、山口県では経営困難であつた変則中学を廃止し、明治六年（一八七三）、変則小学を設立するなどして特徴ある教育を施そうと試みるも、経済的理由から翌年八月には閉鎖された。

こうした変則小学閉鎖や中等教育中断の原因の一つとして、各地で起こつた士族の反乱で学舎を拠点とすることが多く、その影響もあつたとされる。明治九年（一八七六）、旧明倫館を拠点に同志を集めた前原一誠が中心となり、

萩の乱が起こっている。

## 二 山口高等中学校創設

山口県の中等教育は、変則小学の閉鎖により一時中断したが、新制度の小学卒業生が増加し、正規の中等教育の再興が必要とされるようになった。そこで、明治八年（一八七五）、萩の巴城学舎と山口の鴻城学舎が再建され、毛利家による私立経営に改められた。それらは、明治十一年（一八七八）に毛利家経営の山口中学となった。これが県立山口中学の基礎となる。

他方、明倫館の明倫という呼称については、初等教育においてみることができる。まず、明倫館講師だった齋藤貞衛が藩学の廃絶を悲しみ、明治十七年（一八八四）に自らの居村大津郷三隅村に明倫小学校を開き、他方、その翌年に萩の明倫館の跡地には、萩にあった諸小学校が合同し、明倫小学校と称した。現在、前者は長門市立明倫小学校に、後者は萩市立明倫小学校となっている。<sup>14</sup> いずれにせよ、毛利家はこうした小学校への明倫という呼称に関与した形跡はなく、毛利家経営の山口中学にも明倫館号を附与していない。すなわち、毛利家において、明倫館号に固執していなかったといえるかもしれない。<sup>15</sup>

明治十二年（一八七九）に教育令が制定されたことや県立の中等教育振興の運動もあって、山口県は旧藩家や在京の県出身者、そのほか県内の有志に寄附を依頼して資金を募った。これを基金として明治十三年（一八八〇）六月、県下を山口、萩、豊浦、岩国、徳山の五つに分け、それぞれ県立の中学を設けており、県立山口中学は私立山口中学を譲りうけて発足した。県立五中学のうち、山口中学には修業年限二年の尋常中学科と三年の高等中学科を設けたが、

他の四中学は、尋常中学科のみであった。さらに、山口中学以外の四中学から進学を希望する者は山口中学の高等中学科に進むこととなった。すなわち、山口中学の高等中学科を頂点として他の四校を位置づけられる。

ここで山口中学以外の四校の前身校について考えると、萩中学は明倫館の本流とでもいべき立場にあったものの、他の三校はいずれもそれぞれに長府藩や徳山藩あるいは支藩であった岩国藩の藩校であった。したがって、毛利家経営から県立になった山口中学を中心とした山口県独自の県立五中学体制が確立されたといえる。

明治十六年（一八八三）、文部省が次のような「中学校教則大綱」を制定している。

第一条 中学校ハ高等ノ普通学科ヲ授クル所ニシテ中人以上ノ業務ニ就クカ為メ又ハ高等ノ学校ニ入ルカ為メニ  
必須ノ学科ヲ授クルモノトス

第二条 中学科ヲ分テ初等高等ノ二等トス<sup>16)</sup>

この「中学校教則大綱」に準拠して、尋常中学科を初等中学科と改称し、その修業年限を四年とした。明治十七年（二八八四）に、山口中学と他の四校は本・分校の関係になり、山口本校が四分校を統括し、初等中学科の卒業生を本校の山口中学に編入させる形をとった。そして、依然として山口県下の五つの中学校の経営困難な状況を背景に、その経営と維持を図る目的として防長教育会が創立されたのである。

明治十九年（一八八六）、中学校令が公布され、政府は全国を五学区に分け、学区毎に高等中学校（東京・仙台・京都・金沢・熊本）を一校ずつ設置することとした。また、中学校令と時を同じくして、次のような「諸学校通則」が出された。

第一条 師範学校ヲ除クノ外各種ノ学校又ハ書籍館ヲ設置維持スルニ足ルヘキ金額ヲ寄附シ其管理ヲ文部大臣又ハ府知事県令ニ願出ルモノアルトキハ之ヲ許可シ官立又ハ府県立ト同一ニ之ヲ認ムルコトヲ得但寄附人ノ望ニ

依り其名称ヲ附スルコトヲ得<sup>17)</sup>

この「諸学校通則」に従う形で、次のように山口中学が改組された。

勅令第十六号諸学校通則第一条ニ従ヒ、山口県私立防長教育会ヨリ金額ヲ寄附シ従来設置セル山口中学校ノ制ヲ改メテ高等中学校トシ、当省ノ管理ヲ受度旨同県知事ヨリ出願候ニ付、之ヲ許可シ山口高等中学校ト称シ候<sup>18)</sup>すなわち、防長教育会が寄附金を拠出して、従来の山口中学を發展させて山口高等中学校と称した事情が明らかになる。明倫館号に固執しなかつた毛利家と防長教育会は、長府藩、徳山藩、岩国藩の藩校名を差し置いてまで、明倫館号を附随させることは出来なかつたものと考えられる。

### 三 鹿児島高等中学造士館創設と廃止

鹿児島においては、明治維新後に藩校時代の造士館制を一新して、元治元年（一八六四）に設置されていた洋学所である開成所を造士館内に合併し、明治二年（一八六九）に漢学局、国学局、洋学局の三局を設け、翌年にはそれらを統合して、造士館の名を本学校と改めている。本学校管轄下に小学校・郷校が設けられ、その卒業生が本学校に進むこととされた。鹿児島置県後、本学校は県下の小学校・郷校より一段上の学校と位置づけられた。その後、本学校は変則中学から英語学校と准中学となり、西南戦争で廃校となるも、鹿児島学校、鹿児島中学校として復活した<sup>19)</sup>。こうした明治維新後の経緯が、『鹿児島県史』には、次のように記されている。

以上の諸校、何れも藩政時代の造士館・開成所の系統を引くものであり、後の県立中学造士館、第七高等学校造士館の起源である<sup>20)</sup>。

明治十七年（一八八四）、旧藩主島津忠義が造士館再興を志し、前掲の「中学校教則大綱」に準拠した県立学校が興されるとともに、忠義は毎年必要な寄附金を拠出した。すなわち、鹿児島県立中学造士館が島津氏の居城であった鶴丸城本丸の地に開設され、翌年から授業が開始されたのである。

やがて、明治十九年（一八八六）四月の中学校令に依って高等中学校が誕生し、鹿児島には次の史料が示すごとく鹿児島高等中学造士館が設立された。

文部省告示第十四号

明治十九年四月勅令第十六号諸学校通則第一条ニ従ヒ鹿児島県立中学造士館ヲ高等中学校ノ制ニ改メテ当省ノ管理トナシ鹿児島高等中学造士館ト称ス、

明治二十年十二月二十日

文部大臣子爵森有礼<sup>21)</sup>

すなわち、文部省管轄下に鹿児島県立中学造士館を母体にして、鹿児島高等中学造士館と称する学校が誕生したのである。もし、薩長藩閥政府の御威光によって同校が成立したと仮定する場合、他に「諸学校通則」に沿って藩校の名を冠した手続きを行ったにもかかわらず認可され得なかつた事例を挙げたうえで、そのことを論ぜねばなるまい。他方、造士館号について、そもそもは島津忠義の造士館再興の意志とその寄附金に基づいて鹿児島県立中学造士館として開校したものであり、ごく自然な校名附与の経緯が明らかになる。「諸学校通則」の前掲箇所には、「寄附人ノ望ニ依リ其名称ヲ附スルコトヲ得」と明記されており、造士館号附与の根拠はここにある。

鹿児島高等中学造士館の初代館長は島津珍彦であった。明治二十一年（一八八八）一月、鹿児島県立中学造士館の生徒を入学させて授業が開始された。『七高史』は、明治二十二年（一八八九）の「大日本帝国憲法」発布、明治二十三年（一八九〇）の教育勅語渙発を「教育勅語体制」の確立と位置づけている。<sup>22)</sup>『七高史』では「教育勅語体制」

の定義を詳述していないが、教育勅語を中心に据えた大日本帝国憲法下の教育体制を指しているものと思われる。この「教育勅語体制」に関する考察は、同体制変革も可能であったはずのエリート養成機関としての旧制高校史研究の今後の課題である。そうした「教育勅語体制」の確立期に鹿児島高等学校造士館は設立されたのである。

明治二十七年（一八九四）に至ると、次のごとき高等学校令が公布された。

勅令第七十五号

第一条 第一高等中学校、第二高等中学校、第三高等中学校、第四高等中学校、及第五高等中学校ヲ高等学校ト改称ス、

第二条 高等学校ハ専門学科ヲ教授スル所トス、但帝国大学ニ入学スル者ノ為予科ヲ設クルコトヲ得、  
〔以下略〕

この高等学校令は、文部大臣井上毅の実業教育奨励政策の一環として位置づけられている。井上毅の文教政策については、井上の下で文部次官を務めた牧野伸顕が日清戦争後の教育がいかにあるべきか、「文部省では先ず第一に実業教育を普及し、実業方面に人材を供給して国家の実力を涵養しなくてはならぬという処から、実業教育を起こすこと」となったと説いている。そこで、高等学校令第二条にみられるごとく、高等学校の位置づけは専門学科を教授するところとし、帝国大学の子科的役割は第二義的なものとされたのである。<sup>24</sup>これにより、高等学校に専門学科教授のための新たな諸設備の費用が必要となった。この時に、それまで経済面を中心に鹿児島高等学校造士館に対して様々な支援にあたった島津氏は、「諸先輩と審議し、昇格に要する寄附の増額を辞」すとの判断を下したのである。<sup>25</sup>はからずも、薩隅の中心大久保利通の菓子でもあり、造士館で学んだ牧野伸顕が説いた教育方針によって、鹿児島高等学校造士館は廃止の方向へと進むことになったのである。<sup>26</sup>

明治二十九年（一八九六）九月二日付で次のような勅令が出され、その翌日付で出された文部省告示により、鹿児島高等中学造士館は文部省の管理下を外れ、その管理は文部省から県庁へと移行した。

明治二十六年勅令第八十六号文部省直轄諸学校官制第一条第二項中山口高等学校ノ下、「及鹿児島高等中学造士館」ノ十一字ヲ削除ス、

同年勅令第八十七号文部省直轄諸学校職員定員第一条中鹿児島高等中学造士館ノ部ヲ削除ス、<sup>27</sup>

この時、鹿児島高等中学造士館の予科の生徒は鹿児島県立尋常中学造士館に転入した。すなわち、明治二十七年（一八九四）四月に設置されていた鹿児島県立尋常中学校が、明治二十九年（一八九六）十二月に鹿児島県立尋常中学造士館となったのである。<sup>28</sup>

島津珍彦男東上の時、芝三縁亭に会し廃校後の処置を諸先輩と熟議せらるる男は、自分は島津家を代表し館長たる者なれば、館閉校の議に参するは本意に非ず、尤廃校に決せば島津家に於ては別に善後策を講し私立中学校を設くるも可なるべしと言明せらる。廿九年県立造士館の設立となりしは此故にて、以て館の命脈を維持しえたり、<sup>29</sup>すなわち、島津氏の意向に基づいて、造士館号は鹿児島県立尋常中学造士館において継続することとなったのである。

また、前述のごとく、鹿児島高等中学造士館が設立された時期に「教育勅語体制」が確立された。教育勅語とは、全国的に教育の基本方針を示すとともに最高規範であったといえる。鹿児島高等中学造士館に下賜されていた教育勅語は明治天皇親筆によるものであった。そして、同館の廃止により、教育勅語は本来であれば文部省に返納されるべきものであった。ところが、島津忠義からの申し出により、それは忠義に転賜されることとなった。この事情は明治三十年（一八九七）五月三日付の文部大臣蜂須賀茂韶の総理大臣臨時代理黒田清隆宛具申で次のように述べられている。

る。

抑毛島津忠義ニ於テハ、同館〔筆者註…鹿兒島高等中学造士館〕ノ建設并ニ維持方ニ関シ大ニ心思ヲ殫クシ且ツ巨多ノ資金を文弁シ、偏ヘニ国家ノ為メニ人材ヲ養成スル等、終始其心ヲ一ニシテ公益ヲ裨補シタルノ功劳ハ蓋シ浅少ナラスト信ス、

やがて、同年五月十一日に「元鹿兒島高等中学造士館へ下賜ノ勅語ヲ公爵島津忠義へ転賜ノ件」が上奏され、五月十三日に裁可されている。<sup>(31)</sup>

#### 四 外山正一の主張

鹿兒島高等中学造士館が廃止になって三年後の明治三十二年（一八九九）に、外山正一『藩閥之将来 附教育之大計』という書が刊行されている。<sup>(32)</sup> 同書の著者外山は、幕臣の出であり、開成学校教授から帝国大学の初代文科大学長総長になり、文部大臣も歴任した。同書の内容は、教育史の概論に始まり、王政復古や維新の大業は薩長藩主が洋学者を招き西洋の知識を持ち込み、留学生を派遣したからであると指摘し、山口県人のごときは祖先以来の意識的、意志的に経営された教育事業によって勃興したと教育の重要性を説いている。<sup>(33)</sup>

そのうえで外山は、山口県と他の府県との間の帝国大学生輩出数や高等学校生徒数や教育資金などを比較して、山口県の教育実態を明らかにする一方、各府県に一枚ずつの高等学校設置を主張している。藩閥は藩閥以外の府県人の嫌悪するところだが、山口をはじめとする一部の県のみが莫大な資金で高等学校を有し、多数の学生を養成している限り、藩閥や県閥は永くこれを打破できないと結論付けている。<sup>(34)</sup>

こうした外山の主張する文脈において、鹿児島高等中学造士館および造士館号はどのように位置づけられているだろうか。外山は、高等学校および大学予科における山口県と鹿児島県における生徒数の比較について次のように述べている。

山口県人ハ高等学校ニ幾人居ルカト云フニ、実ニ、二百一人居ルノデアル。(中略)鹿児島県ハ、人口ガ一〇八三七四五人デアツテ、山口県ヨリ遙ニ多イノミナラズ、維新ノ勲功ニ於テハ山口県ニ劣ラヌ県デアル、而モ、有カナル元老モ多人数居ルノデアルガ、ソレニ拘ラズ、高等学校ノ〔生徒〕数ハ僅ニ六十五人デアル、実ニ何タル優劣デアルカ<sup>(35)</sup>

すなわち、同書が刊行された時期に鹿児島に高等学校が無かった関係もあり、鹿児島県の高等学校の生徒数が山口高等学校を有していた山口県に比して少ないと説いている。しかも、鹿児島県の事を、維新の勲功は山口県に劣らない県であり、有力な元老も多く居ると明記している点も注目される。

では、鹿児島県の教育資金問題をはじめとする教育体制について外山はどのように述べているだろうか。外山は、同書第七章「学資金及育英法ノ著名ナル者」において、後進者の教育に熱心な先輩が多い地方では学校も多く設立され、教育奨励の目的で教育資金を募るなどして人才を養成するなどのことが盛んに行われると説いた後に各論に移行し、鹿児島県については次のように述べている。

鹿児島ニハ古クヨリ造士館ト云フ教育ノ大機関ガ在ツタガ、十余年前ニ四五万ノ資金ヲ以テ之ヲ高等中学校ノ組織ニ改メタノデアル、然ニ、数年前ニ高等学校ヲ廃シテ資金ノ全部ヲ拵ゲテ貸費生及留学生ノ資金ニ充ルガ宜イト云フ説ガ、或ル有力者ノ中ニ起ツテ、反対者モアツタガ、竟ニ其説ガ勝利ヲ得テ、折角設立シタル高等学校モ終ニ廃止トナルニ至ツタノデアル<sup>(36)</sup>

外山は、造士館を古くからの「教育ノ大機関」と位置づけ、鹿児島高等中学造士館の成立から廃止にかけての経緯を説いており、造士館が高等中学校の組織に改められたと明言している。そして、外山は「折角」鹿児島で設立した高等学校も廃止になるに至ったと述べたうえで、次のように続けている。

又昨今ニテハ、高等学校ノ必要ヲ感ジテ来タニ由ツテ、同県ノ有志者ハ頻ニ其再興ヲ図ツテ居ルノデアル、斯ル莫大ノ資金ヲ有シテ、或ハ高等学校ヲ興シ、或ハ学資ヲ補助スルノデアルニ因ツテ、学生ノ多イコトハ固ヨリノ事デアアル、武学生ノ場合ニ於テ、鹿児島ガ第一等ノ位置ヲ占メ居ルト云フノハ決シテ偶然ノ事デハナイ<sup>37)</sup>

外山は、鹿児島県の有志が高等学校再興を図っていること、および、同県の莫大な教育資金のことを客観的にしかも肯定的に主張しているのである。ちなみに、武学校というのは、陸軍士官学校をはじめとする陸軍の各種学校や海軍兵学校のことを指しており、外山書別項で掲出されている数値が武学校進学という点における鹿児島県の教育水準の高さを物語っている<sup>38)</sup>。

外山の主張の要旨は、各府県に高等学校を設立すべきであり、各府県の教育水準の引き上げと平準化をうたっているところにある。そうすることで藩閥や県閥を打破できると説いているのである。外山は、全国的な高等学校設立について「他府県人モ山口県人ニ倣ツテ高等学校ヲ興スベシ」と章立てし、全国各地の高等学校設立の候補地を述べ、鹿児島については、「良シヤ鹿児島ノ造士館ガ再興ニナルトスルモ」と述べて、さらになお九州で一、二の高等学校を設立すべしと説いている<sup>39)</sup>。

ここでは、外山が鹿児島において新たな高等学校として造士館の再興を論じている点に注目したい。外山は、全国に高等学校が設立されることこそが藩閥や県閥を打破できると考えており、仮に鹿児島に高等学校が新設されるにせよ、その形式や名称に拘っていないことが明らかになる。造士館の再興となれば、校名に造士館号が附くことが想定

される。すなわち、外山は、政府の財政に負担をかけないという立場から、寄附金や施設の確保の方が高等学校を全国に設立するという目的達成のために重要であると考えており、その高等学校名に拘泥する姿勢はみられない。

## 五 第七高等学校造士館設立

明治三十四年（一九〇一）、第七高等学校が鹿児島に設立されることとなった。その経緯が「造士館沿革概要」には、次のように記されている。

明治三十四年、政府高等学校増設の議あり。島津忠義の子忠重、深く旧高等学校の廃絶を遺憾とし、金拾六万圓及び建物図書器具器械等を寄附して之が再興を請願す。政府之を聴許し、同年三月、鹿児島県立尋常中学造士館を廢して、第七高等学校造士館を設置し、四月、鹿児島県第一中学校校長兼教諭鹿児島県中学造士館長岩崎行親を以て第七高等学校造士館教授兼校長心得に任ず。<sup>10</sup>

ここに、島津忠重が金十六万圓及び建物図書器具器械等を国に寄附したうえで、鹿児島県立尋常中学造士館を廢して、第七高等学校造士館（以降、七高もしくは七高造士館と記述）が設立されたのである。<sup>11</sup>

鹿児島高等中学造士館から島津忠義に転賜されていた教育勅語は、次のごとく七高造士館成立時に同館へ転賜が上奏され、八月二日に裁可されている。

元高等中学造士館へ下賜ノ勅語第七高等学校造士館設立ニ付転賜ノ件、右謹テ奏ス、

明治三十四年七月二十五日

内閣総理大臣子爵桂太郎<sup>12</sup>

明治三十四年（一九〇一）十月二十五日の七高造士館開校式では、校長心得岩崎行親が教育勅語を奉読し、これに続けて文部大臣菊池大麓が造士館の起源よりその沿革、歴史を説き、旧藩主島津氏の教育に対する功績を揚げ、なお職員、生徒に向かって共に七高造士館創設の主旨を服膺して、国家の利益を計ることに励むべしとの祝辞を述べた。<sup>(43)</sup>

他方、七高造士館創設とともに廃校となった鹿児島県立尋常中学造士館について触れておきたい。この時に、鹿児島県立尋常中学造士館の生徒は同年に設立された鹿児島県第一中学校分校に収容され、同校は明治三十九年（一九〇六）に独立して鹿児島県立第二鹿児島中学校となった。そして、戦後の学制改革で、昭和二十四年（一九四九）に鹿児島県立第二鹿児島中学校と鹿児島県立第二高等女学校とが統合し新制の甲南高等学校が発足している。現在、甲南高等学校同窓生の尽力により中学造士館の教育記念碑が鶴丸城跡を望む場所に建立され、甲南高等学校では、その源流の功績を後世に伝えている。<sup>(44)</sup>

また、鹿児島県第一中学校校長と鹿児島県立尋常中学造士館館長を兼任していた岩崎行親は、島津忠重とともに七高造士館の設立に奔走し、七高造士館の校長心得から初代館長になった。その後には鹿児島県第一中学校は鹿児島県立第一鹿児島中学校となり、戦後の学制改革を迎え、同校は鹿児島県立第一高等女学校と統合し、新制高等学校となった。校名として、第一や造士館などの候補があったものの、在鹿児島米軍の軍政部が軍国主義的という理由から反対した。数字を附した新制高等学校は他県で見られる場合があるので、その地方の軍政部の判断によるものと考えられる。おりから、その統合された新制高等学校の第一期PTA会長を務めていた七高教授後藤弘毅が七高造士館に縁のあるものを後世に伝えたいと考え、校名に、島津氏の居城を引き継ぎ七高造士館の校舎が存在した鶴丸城から、鶴丸高等学校の名称を推薦して採用されている。七高造士館の徽章であった鶴が羽ばたく形も、立体的に新たに表現し直され、鶴丸高等学校の徽章となっている。<sup>(45)</sup>

したがって、鹿児島県立尋常中学造士館の造士館号は七高造士館として受け継がれたが、現在、新制の甲南高等学校、鶴丸高等学校それぞれに鹿児島県立尋常中学造士館と七高造士館からの異なる系譜の精神が受け継がれていることになる。

## 六 造士館号に対する意識

七高造士館はいわゆるナンバースクールとして開学したので、全国から生徒が集まった。第一回の入学者数は一五四名であり、その中で県内の中学出身者は、二四名である。この人数は全体の二割にも満たない<sup>46</sup>。そのため、他県からの在校生の中に、当初は造士館号に対する違和感を覚えた生徒もいたことが確認できる。このことを示す明治三十九年（一九〇六）卒業生の一文を次に掲げる。

鹿児島島の特殊な文化、言語、風俗は少なからず吾々を驚かした。市民も亦吾々に依って異様な衝動を受けたらしく、吾々を秘かにヨソモンという名で総括した。思ふにこのヨソモンの語には冷然とした気持と、軟弱、巧慧、軽薄其他無限の意味が籠っているらしかった、（中略）舎生の門限は土曜日だけ九時で平生は多分七時、八時から十時迄自習時間、十時になると直ぐ舎監の点検、十時十分に消灯ラッパが鳴って一斉に寝てしまった。ストームの如きは始め試みた者もあつたが、その風習を知らぬ者は大いに怒り、知ってる者でも一高の後塵を拝するものとして之を絶滅せしめた。かういう風であるから今日から見たら驚くべき固苦しいものであつた。けれども市民には猶軟弱軽浮に見えたのであつた。そこで吾々もこの強烈な地方臭に軽蔑の感を抱き、校名の下に尾の如く、垂れている造士館なる文字を忌み嫌つたものである、七高は天下の七高である。鹿児島島の七高でないぞと云ふ誇

りと憤慨が常に在った。この点は旧造士館の先輩とは全然正反対の思想であった。<sup>17)</sup>

これは、川出麻須美が寄稿した「鹿児島市と七高」と題する文章の一部である。川出は愛知四中から七高造士館に第三期生として入学したのであるが、「吾々も（中略）校名の下に尾の如く、垂れている造士館なる文字を忌み嫌った」と明記され、草創期の在校生の中にある造士館号に対する負の思いの存在も判明する。さらに、七高造士館設立当初の鹿児島市民と七高生との間に横たわる意識の溝の存在を示唆するものとなっている。

筆者は、七高卒業生が書いた数多くの文章（「記念誌」や東京および大阪の同窓会『会報』）に目を通し、数多くの七高卒業生およびその頃の鹿児島市民と話をする機会（各種寮歌祭や記念祭に出席）を得て話を聞いた。その結果、川出の有した造士館号に対する負の感情は、七高草創期に限定されるものと考えている（川出は「吾々」と複数形で記している）、この感情を川出個人だけのものと特別視することはできない。川出の一文は、筆者が読んだ七高卒業生の記した文章の内容や七高卒業生と会話を交わした話の内容と異なり、以降の七高卒業生が有した七高の造士館号に対する意識及び市民の七高造士館や七高生に対する感情にはない内容を示しているからである。以下、それら根拠のいくつかを、活字化されたものを中心に拾い上げて掲出する。

鳥取二中出身で明治四十二年（一九〇九）卒業の秋田実七高造士館の有した雰囲気のように表現している。

七高造士館は天下の高等学校中、稀に見る形勝の地を占めている。かの日、青雲の志を抱いて笈を負うて遠く旧城府鹿児島に乗り込んだ青年私はあの城廓に厳として峙つ校舎を仰いで一種云うべからざる威厳にうたれたものである。<sup>18)</sup>

また、兵庫県洲本中学出身で明治四十三年（一九一〇）卒業の浜西伝次は、「私の過去七十五年の人生行路中一番懐しいのは造士館時代」あるいは「造士館から入学通知書到来」と明記し、<sup>19)</sup>七高のことを館号で称しており、そこに

は造士館号に対する思い入れを感じることができる。

こうした造士館号に対する意識を象徴するのが、七高造士館の寮歌「北辰斜に」である。同歌は大正四（一九一五）年の創作と確定されている<sup>(50)</sup>。同歌の作詞者築田勝三郎は、東京の麻布中学出身で、大正四年工科クラスに在籍するも卒業には至らなかった<sup>(51)</sup>。その歌詞の一節に七高造士館が位置する島津氏の居城と結び付けて、その歴史が誇らしげに歌われている。旧制高校と寮歌との関係は密接なものがあり、なかでも七高生と「北辰斜に」との関係は強いものがあった。この点について、鹿見島二中出身で昭和五年（一九三〇）卒業の押川篤行は、「北辰斜に」と「楠の葉末」を七高の代表寮歌として挙げ、「寮歌は七高生の生活に融け込み生活に色彩を添えアクセントをつけ若人を理想に燃え立たせ正義にふるい立たせる不思議な力」があったと述べている<sup>(52)</sup>。佐賀県鹿島中出身で昭和二十三年（一九四八）卒業の山口宗之は次のように記している。

七高では毎年十月二十五日の開校記念祭にあたり学友会総務部がその年の記念祭歌を募集する。開校以来選定された記念祭歌はつもりつもっておびただしい数に達してゐるが、いつとはなしに大正四年第十四回記念祭歌「北辰斜に」が七高代表歌として愛唱されるやうになった。七高における重要な式日―記念祭・入学式・卒業式・対五高戦等において、七高生たちは太鼓をうち鳴らし肩をくみ合はせて「北辰斜に」を高唱し、ストームと称した独特のをどりを乱舞する<sup>(53)</sup>。

事あるごとに七高生が歌った「北辰斜に」には、いわゆる刷り込みの効果があつたと考えられる。ここで「北辰斜に」によって、何が刷り込まれたのかその歌詞を確認しておきたい。

「北辰斜に」の歌詞を読みとくと、同歌一番で、学校の所在地について、その歴史を交えて表現している。南に学校があるというところから始まり、島津氏以来の白鶴城（鶴丸城）を「歴史もふりぬ四百年」と締めくくっている。

二番は錦江湾や桜島という鹿児島自然を、三番では沈み濁った世の中に対峙する七高生の意気を示し、四番で三年間学んでから理想に向かつて羽ばたくことを、五番でそれら若い日の光栄を歌い上げている。すなわち、同歌の一番は、島津氏の居城跡で学ぶ造士館号に裏打ちされた七高生の矜持の表現ととれる。こうした七高生の矜持を具体的に示す、京都一中出身で昭和十三年（一九三八）卒業の神谷彰二の記した文章を掲げたい。

往昔大きな城の本丸跡には軍隊や行政官衙が置かれていた例が多かったが、学舎が設けられたのは全国で七高だけではなかったか。まさに造士館であり、矜持である。<sup>54</sup>

それならば、なぜ造士館を「北辰斜に」の歌詞に挿入しないのかという疑問に対しては、寮歌にそのまま校名を入れることはほとんどないという事実を指摘したい。南の事を「北辰斜にさすところ」、すなわち北極星が斜めにさすところと言うがごとく、寮歌では隠喩法を用いることが多いからである。いうまでもなく、七高生が実際に学んだ環境があつてこそその刷り込みの効果があつたものと考えられる。同歌一番は、七高生がその歴史を誇った箇所であり、それを七高生は何度も歌つたのである。<sup>55</sup>

大正十一年（一九二二）には、鹿児島高等中学造士館の初代館長であつた島津珍彦の銅像の除幕式が行われている。銅像建設計画の発起は旧藩主島津家によるもので、卒業生などから寄附金を募り、朝倉文夫に依頼して完成した。その銅像は七高正門左側の庭上に建設され、以降の七高生は登下校の度にその傍を通ることになった。<sup>56</sup>七高生の造士館号に対する意識は一層深くなつたに相違ない。

大阪府堺中出身で昭和十二年（一九三七）卒業の是枝功は、受験前から七高造士館に憧れた様子を次のように書き残している。

城山、楠の大木樹林を背に、鶴丸城址に立ち、明治維新の英傑を多数輩出した旧島津藩学造士館は、吾が青春の

日の憧れであった。合格したときの感激は今も尚鮮烈に蘇り、生涯の活力ともなっている。<sup>57</sup>

筆者は、その他にも同様な聞き取りの結果を多数得たが、他者が客観的に検証し難いと考え、筆者が聞いた範囲（昭和以降の卒業生に記念祭や寮歌祭で聞き取り）では、造士館号に対する負の感情はなかったと指摘するに止めたい。

一方、川出の前掲文章によると、鹿児島市民は七高生に対して「ヨソモンという名で総括」し、「吾々もこの強烈な地方臭に軽蔑の感を抱き」、そこから造士館号を忘み嫌ったとある。そこで、鹿児島市民（県民）からみた七高生についてみておきたい。「魚心あれば水心」というごとく、市民が歓迎するようになれば、七高生の側からの地方あるいは造士館号に対する反発は減少したと考えられるからである。

三重三中出身で明治四十二年（一九〇九）卒業の菊山嘉男は次のように述べている。

城山から鹿児島湾の水を隔てて桜島を望む景色のよさと、土地の人達が遠来の七高新入生を迎えて、所謂ヨソ者扱いにせず、ヨソモンサーとして珍客を遇する如く、大切にしかも温かく迎えてくれたのは、まことに有難いことであった。<sup>58</sup>

すなわち、市民の七高生に対する感情が、川出の文章では「ヨソモン」と表現されていたが、ここでは「ヨソモンサー」として大切に温かく迎えられた様子がみてとれる。『七高史』には、大正七年（一九一八）記事として「草創期は天下の健児もまず鹿児島弁に戸惑ったが、この頃になると七高用語に町の人びとが煙にまかれた」とあり、つづけて次のような記事がある。

東京に銀ブラある如く、鹿児島にもまた天ブラあり天文館通りは市中第一の賑やかな通り、活動市場でギッシリとなつている。夕方食事を済ませた七高生の散歩の足は期せずしてここに集まる。<sup>59</sup>

同記事から、七高生が市民の間にとけ込んでいる状況が窺われる。毎年、天文館において七高造士館の三寮合同ス

トームが開催されるようになり、それを市民は受け入れた。そして、明治三十九年（一九〇六）から始まった七高造士館と熊本市にあった五高との対抗戦は、やがて多くの市民をも熱狂させるイベントになった。たとえば、大正十一年（一九二二）七月十二日対五高野球戦の日、各学校は授業を休み、殊に山下小学校の如きは午後からの試合であるのに八時半すでに繰り込み、十一時には約三万の群衆が雪崩を打った<sup>60</sup>という。

七高開校百年記念ビデオには、七高生が「七高さんと広く鹿児島県民に敬愛されました」とナレーションが入っている<sup>61</sup>。筆者は、七高草創期を除くと、七高生が鹿児島市民の畏敬の対象であり、「七高さん」として市民から慕われていたことは確かであると考える。この点について昭和九年（一九三四）卒業の金丸三郎は「白線帽にマント姿の七高生は畏敬と憧れの眼をもつて見られていたことを鮮明に記憶している」と書き残している。昭和十二年（一九三七）卒業の片岡博は学年末試験が終わってから南薩旅行に出た時の文章を「七高さん」と題して次のように述べている。すなわち、片岡らは県内のどこに行っても「七高さん、七高さん」と呼ばれ、宿泊先や食事に加えて酒の提供も受けたという。片岡は、普段から「七高さんは何をやらかしても許して貰えた」と述懐している<sup>62</sup>。

このようにして、鹿児島市民（県民）の側が七高生を受け入れるようになる頃には、七高生の側も鹿児島の地に対して「強烈な地方臭に軽蔑の感」を抱くこともなくなり、そこから造士館号を忌み嫌うこともなくなったと考えられる。なお、「七高さん」という呼称は親しみやすい語調に由来すると思われる、「七高造士館さん」では言いづらいように、七高生の側も市民が造士館号を附さないことに対して、特に意識することはなかったに相違ない。

竹内洋は「帝国大学予科といってもよい旧制高校生の自負はそうとうなものであった」と述べ、旧制高校の寮歌の内容を分析したうえで、「丘」と「城」という語が多い点に着目した。そして、現実には丘があった一高のようにすべての旧制高校が丘の上や城のそばに建てられたのではなく、「丘」や「城」が俗界とは異なった、あるいは俗界を睥

睨する旧制高校生の選良意識であると論じている。さらに、こうした旧制高校生の選良意識はひとりよがりのものではなく、社会の中でも畏敬のまなざしに取りまかれていたと説いている<sup>64</sup>。これは、七高生にも当てはまる状況である。それどころか、現実には城跡で学び、鹿児島市民（県民）から「七高さん」とまで親しまれ、畏敬された七高生の選良意識は、他校に劣ることはなかったと考えられる。

竹内洋は、旧制高校の受験の実態や旧制高校の増設を検討したうえで、旧制高校生は個々の旧制高校に対する感情とそれを超えた共属感情を持っていたと説いた。すなわち、旧制高校にはナンバースクール、地名校、七年制高校といった類型や、個々の学校にスクールカラーの違いがあったものの、それらはいくまで旧制高校という共通因子を前提としての差異だったというものである<sup>65</sup>。筆者は、共通因子を前提としての差異である、竹内の説くスクールカラーの違い、すなわち、一高の自治、三高の自由、といわれたような個々の旧制高校に対する意識に注目する。

「はじめに」で、「高等学校の名の下に号をつけて呼ぶのは、高校多しといえども、七高ただ一校である」という文章を引用した。このことは、明らかに他の旧制高校との差異を誇った文章である。七高生にとっての造士館号に対する意識は、実際に藩校造士館からの流れを汲む七高の歴史的裏づけとともに、そのことを具体的に表現した館号を校名に附すという他校にない例が矜持となり、形成されたと考える。

## 七 造士館号の廃止と七高の終焉

太平洋戦争の敗北は旧制高校の終焉を含む学制の改革をもたらすものでもあった。すなわち、終戦により、日本の管理は日本政府を通じて行われるとされたが、その国家統治の権限は最終的には連合国最高司令官総司令部（GHQ）

に従属することとなった。そして、昭和二十年（一九四五）十月二十二日、GHQは、「日本教育制度ニ対スル管理政策」を打ち出し、「軍国主義的及び極端ナル国家主義的イデオロギー普及ノ禁止」をはじめとして、教育内容、教職員、教科目、教材の検討・改訂についての指令などを文部省に課した。さらに、翌年にかけてGHQは国家神道の解体や修身・日本歴史・地理の授業停止などの施策をとおして、軍国主義的思想の排除を試みている。<sup>66</sup>

こうしたGHQからの一連の方針は、文部省においても肅々とした対応をせまられたに相違ない。文部省が各高等学校に指示を出す度に、七高に対して「第七高等学校造士館」もしくは同校「館長」宛の文書を出していたのであるから、文部省担当者がGHQの意向を忖度し、造士館号を軍国主義的であると問題視することは十分に考えられるところである。そして、昭和二十一年（一九四六）三月二十日付、勅令一五六号第二条には「文部省直轄諸学校官制中、左ノ通改正ス」とあり、冒頭に「第一条第一項中「第七高等学校造士館」ヲ「第七高等学校」ニ改ム」と指令が出されており、造士館号は外されることになった。<sup>67</sup>

それでも、文部省からの通知書類は同年夏ごろまで「第七高等学校造士館長殿」宛となっているのが大半で、文部省側も造士館号削除問題は徹底していなかったという。<sup>68</sup>七高では、同年八月二十四日の南日本新聞紙上に造士館号を削除された旨を公告した。<sup>69</sup>

また、造士館号が廃止されて以降の昭和二十三年（一九四八）の卒業生だった鮫島重俊は、「七高は校長の事を校長でなく館長と言った」と筆者が造士館号について聞き出すよりも前に語り、造士館号に対する誇りを示した。筆者は、本稿を草するにあたり、鮫島にその詳細を再度確認した。すると、以下の三点の回答を得られた。①校長の事は、生徒は日常的に館長と呼んでおり、校長とは呼ばなかった。教職員は、卒業式のような式典で校長と呼んでいたかもしれない。②造士館については、会話の中で七高と略するのが普通だったが、特に寮生を中心に、あらたまって第七

高等学校造士館や七高造士館と言う場合もあった。③在校中の記念祭の時は、第七高等学校造士館と看板やポスターなどに明記していた。<sup>(70)</sup>この回答は、戦後の造士館号削除は公的なものではあっても、厳密に生徒にまで指導徹底されることがなかったことを示している。

ここで、造士館の連続性との関連で触れた教育勅語についてもみておこう。昭和二十三年（一九四八）六月十九日、教育勅語について衆参両院においてその排除および失効確認が可決された。参議院では、次のように定められている。

教育勅語等が、あるいは従来<sup>(71)</sup>の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失つている事実を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめ<sup>(72)</sup>る。

衆議院でも同様に、「今回の決議に基づいて、文部省より配付いたしました教育勅語の謄本は、全部速やかにこれを文部省に回収<sup>(73)</sup>すると決められた。その結果、前述の経緯で鹿児島高等学校造士館から島津氏、さらには七高造士館へと転賜された明治天皇親筆にかかる教育勅語は文部省に返納されることになった。

この教育勅語返納の任に当たったのが七高教授だった牧祥三である。牧は道中、学校職員が嚴重堅固に荷造りした教育勅語を、肌身離さず膝の上に置くなど気を遣いながら運び、その返納時<sup>(74)</sup>のことを自らの日記に基づいて、次のように書き残している。

昭和二十三年八月十一日、文部省の受付で奉還の品を鹿児島<sup>(75)</sup>の七高から持参したことを言うと、まさに小役人と言った感じの若い吏員が「ああ、じゃあこちらについてきて」と、さきにたつて、乱雑をきわめたいくつかの事務室のなかを案内してゆく。わたくしはそれに従いながら、包の中味があるいは破損しているかもしれないと、ポソポソ説明しかけるのだが、若い男はほとんど耳を貸さない様子であった。やがてひとつの扉の前でたちど

まると、その男はさつとそこを開いた。そしてわたくしはまったく呆然、啞然としてその戸口にたちつくしたのである。次の部屋には文字どおりうづ高く、天井ちかくまで山をなして、勅語、お写真のたぐいが積みかさなっている。それもけつして、図書や役場の書類束などのように、整然と積みあげられたのではなく、まったく塵、あくたの山のごとく、散乱したままの小山なのだ。もちろん容器がこわれ、額ぶちガラスの割れたものもあちこちに見うけられた。

若い役人は「では、それをこちらに」とわたくしの包をうけとると、ベリベリと荷造りの外装をはぎとった。やはり、漆ぬりの手文庫も、桐の箱もひびが入って、ひしゃげている。だが、その役人はそんなことにはなんらとんちやくしなかった。それをもった手をふりかざすと、入口から部屋のなかに、無雑作に、そして勢よく、なげとばした。<sup>(73)</sup>

これは、戦後における教育勅語や御真影の扱いをめぐる貴重な証言でもあり、新たな時代に向かう日本を象徴しているように思う。新しい学制が動き始めた時期でもあり、すでに旧制高校は過去の遺物となり始めていたといえよう。筆者は、七高に附された造士館号が戦後の一時期に外されたことも、終戦から学制改革に至る道程の中で捉えるべき一事象と考える。昭和二十三年（一九四八）卒業の山口宗之はこの点について、次のように明言している。

七高人にとって「ナナコウ」と呼ぶ者皆無であるとともに、造士館号を附随しない「第七高等学校」こそつかの間の占領時代の幽霊同様のものではあったというべきである。七高消滅後半世紀をすぎた今日そして将来にわたり、七高はあくまで七高造士館であらねばならないのである。<sup>(74)</sup>

思うに、戦後間もなく七高に附された造士館号は外されたのであるが、それは旧制高校が廃止になる歴史的な潮流の中に位置づけられる。

昭和二十四年（一九四九）五月三十一日、国立学校設置法により、鹿児島大学が設置された。鹿児島大学は、七高の他に、鹿児島師範学校、鹿児島青年師範学校、鹿児島農林専門学校、鹿児島水産専門学校を母体として包括し、文理、教育、農、水産の四学部を有する新制の総合大学となり、昭和三十年（一九五五）には医学部と工学部が増設されている。七高は原則として鹿児島大学文学部に転換となり、七高在校生の一年生は修了とし、新三年生の残る七高は鹿児島大学第七高等学校となつて、昭和二十五年（一九五〇）に最後の卒業生を送り出し、同年三月三十一日に七高解散式が行われた。<sup>(75)</sup>

後年、「なぜあのとき「鹿児島大学造士館」としておかなかつたのか」といった意見もみられる。<sup>(76)</sup>しかし、鹿児島大学は、島津氏の城址がキャンパスの一部になつた点など造士館の流れを汲む部分もあるが、五つの高専校が統合し発展した大学である。本稿で縷説したように山口高が明倫館号を手放した状況と同様である。これらのことと符合する七高の鹿児島大学への発展解消時の中枢にいた当事者発言がある。すなわち、筆者は昭和五十三年（一九七八）、七高造士館史の半分の期間にわたつて同校教職の任にあつた鹿児島大学の初代文理学部長後藤弘毅に「なぜ鹿児島大学造士館としなかつたのか」と尋ねた。その回答は「七高と鹿児島大学は別の組織である。したがつて、鹿児島大学に造士館号を附けなかつた」というものであつた。後藤は、この聞き取りの翌年、新聞紙上のインタビューに対して、鹿児島大学発足当時のことを「いよいよ七高がなくなる、新制大学が発足するという悲喜半ばの複雑な思いでした」と述懐している。つづけて、新制の総合大学になつて三十年経つた鹿児島大学の事を「今はこんなに立派になつて」と新たな後継校である鹿児島大学のことを評価している。<sup>(77)</sup>

## おわりに

本稿で主に考察を加えた、七高に造士館号が附与された経緯とその造士館号に対する七高生の意識形成の二点を中心に、今後の課題とともに、まとめておきたい。

明治維新後、山口では山口・萩両明倫館が山口中学と萩中学となっている。鹿児島においては藩校時代の造士館制を一新し、造士館の名を本学校と改めている。明治政府による藩制改革から廢藩置県という全国的な変革期に、山口と鹿児島の藩校であった明倫館号と造士館号が外されたのである。そして、山口と鹿児島の両県ともに、いわゆる土族の反乱が起こり、いずれも中等教育が中断するという影響を受けている。

その後、山口県においては、明治十三年（一八八〇）に毛利家経営から県立になった山口中学を中心とした山口県独自の県立五中学体制が確立されている。それは毛利家経営の山口中学と長府藩や徳山藩あるいは支藩であった岩国藩の元藩校から成り立っていた。明治十七年（一八八四）に山口中学と他四校は、本・分校の関係になり、その経営と維持を図る目的として防長教育会が創立されている。毛利家や防長教育会は、長府藩、徳山藩、岩国藩の藩校名を差し置いて明倫館号を山口中学に附随させることは出来なかったと考えられる。

鹿児島県においては、明治十七年（一八八四）年、旧藩主島津忠義が造士館再興を志し、忠義は毎年必要な寄附金を拠出して、鹿児島県立中学造士館が島津氏の居城であった鶴丸城本丸の地に開設された。この点、山口の毛利氏の明倫館号に対する思いと比較すると、島津氏の造士館という館号への愛着が強く感じられる。薩摩藩が鹿児島県と違って、再興された造士館は山口中学のように他藩の藩校と合流することはなかった。かつての藩主島津氏は、藩校

造士館の名を受け継いで鹿児島県立中学造士館と命名したのである。

明治十九年（一八八六）、中学校令が公布され、政府は全国を五学区に分け、学区毎に高等中学校を一校ずつ設置することとした。この時に、「諸学校通則」に依って山口高等中学校と鹿児島高等中学造士館が開校している。これらは、毛利氏および防長教育会と島津氏とが推進した高等中学校の開校と考えられる。山口では高等中学校に明倫館号を附随させなかったが、「諸学校通則」には「寄附人ノ望ニ依リ其名称ヲ附スルコトヲ得」と明記されており、これに基づいて鹿児島では高等中学校に造士館号を附随させたのである。

ところが、明治二十九年（一八九六）、鹿児島高等中学造士館は廃止されて、鹿児島県立尋常中学造士館となつてゐる。当該期に文部大臣を勤めるなどした外山正一は、藩閥・県閥打破の立場から、全国的に高等学校を設立すべきであると説いた中で、鹿児島県については、造士館組織の功績を評価し、新たな高等学校として造士館の再興を論じており、校名の造士館号附与については異を唱えていない。薩長藩閥政府の御威光で造士館号附与がなされたと主張するならば、薩閥など外部からの圧力によって学校令や文部省令などが影響を受けたことを論証すべきであるが、こうした史料は見出し得なかった。

明治三十四年（一九〇一）、鹿児島県立尋常中学造士館が発展解消する形式で、七高造士館が鹿児島に設立された。この時、鹿児島高等中学造士館に下賜された教育勅語を七高造士館が引き継いでいる。七高に造士館号が附随したのは、島津氏が資金や建物を寄附して、鹿児島高等中学造士館の再興を請願した結果であった。したがって、山口宗之が指摘したように、明治政府に山口と鹿児島両県に対する鹿児島偏重の動きはみられず、旧制高校への館号附与の有無は、それぞれの事情によるもので、秦郁彦が説く薩長藩閥政府の御威光に依拠したものではなかったのである。

戦後の変革期に七高の造士館号は廃止され、その後継校である鹿児島大学に造士館号が復活・附随することはな

かった。これは、鹿児島大学と島津氏との関係が希薄になったという理由の他に、鹿児島大学が七高、鹿児島師範学校、鹿児島青年師範学校、鹿児島農林専門学校、鹿児島水産専門学校を母体として発足した事情による。この情況は、山口に県立五中学体制があつて、山口中学や山口高等学校に明倫館号が附随しなかつた情況に似ていると思われる。鹿児島大学は七高とは別の新しい組織であり、他の四高専を差し置いてまで七高の館号を附随させることは出来なかつたのではなからうか。

また、七高に附随した造士館号に対する七高生の意識についてであるが、その設立当初は在校生の中に反発を覚える者さえいた。ところが、時間の経過とともに、その学習環境や歴史認識、鹿児島市民の畏敬のまなざしに影響を受けるなどして、七高生は造士館号に対して誇りを抱くようになっていった。そこには、造士館号附随という校名が他の旧制高校との差異であり、歴史に裏打ちされた館号附随を誇る気持ちが存在したと考えられる。戦後、造士館号が廃止されて七高の終焉に至るまで、その間の七高生も造士館号が附随しているものと捉え、誇りを持ち続けたのである。

今後の課題としては、本稿で巨視的にみた造士館号の廃止や旧制高校の消滅と教育勅語の廃棄との関係について、より詳細な考察が求められる。この旧制高校を含む旧学制と本稿で触れた「教育勅語体制」との関係を明確にしなれば、旧制高校の消滅を含む学制改革と教育勅語廃棄とを別問題と即断される恐れなきとしない。だが、旧制高校の消滅と教育勅語廃棄は別問題と主張するにせよ、この両者が太平洋戦争の敗北の結果として齎されたということまでは否定できまい。本稿でもみたように、この両者が戦後の短期間に実施されているということも歴史的事実である。旧制高校と「教育勅語体制」は何を目的に始まり、どのような変遷を遂げたのか、両者に共通点はあったのか、戦後問題視されたものは何だったのか、明らかにする必要性を感じる。この課題は、旧制高校史研究全体の課題でもある。

注

- (1) 秦郁彦『旧制高校物語』（文春新書、平成十五年）。
- (2) 竹内洋『学歴貴族の栄光と挫折』（日本の近代一二）中央公論新社、平成十一年）。
- (3) 旧制高等学校資料保存会『旧制高等学校全書』第一〜八巻、別巻二巻（旧制高等学校資料保存会刊行部、昭和六十年）。
- (4) 同文庫の目録は、大倉精神文化研究所附属図書館編『旧制高等学校文庫目録付六高山岡望関係資料目録』（財団法人大倉精神文化研究所、平成元年）。
- (5) 前掲注（2）『学歴貴族の栄光と挫折』二九三〜二九六頁。竹内は、大学紛争によって旧制高校的教養主義にピリオドが打たれたと説く（同書、二八五〜三三五頁）。筆者は、昭和五十年代になっても、大学で、旧制高校卒業生の大学教員を中心とした授業に旧制高校的教養主義が残っていたと感じる。竹内も同書プロログで「国立大学の教授のほとんどは旧制高校出身者だった。かれらには専門を超えた旧制高校的教養の匂いがあった。戦後の大学生は旧制高校のかおりを教授たちから受け取ることになった」と記している（同書、三九頁）。
- (6) 「平成二十七年（二〇一五）六月八日付、文部科学大臣下村博文発、国立大学法人学長・各大学共同利用機関法人機構長宛通知」では、「教員養成系学部・大学院、人文社会科学系学部・大学院については、十八歳人口の減少や人材需要、教育研究水準の確保、国立大学としての役割等を踏まえた組織見直し計画を策定し、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むよう努めることとする」とある。筆者は大学で専門科目と明確に区別した教養科目を課せられた。教養主義と科目は別物と考える場合でも、現在、大学において、その両者が失われる方向にあることを知るべきである。すなわち、主義の衰退がその科目の減少につながるのは自明である。
- (7) 前掲注（1）『旧制高校物語』一一六頁。
- (8) 山口宗之「七高史覚書」(IDENTITY FOR MYSELF 7、常安孝、平成十七年) 一五二〜一五三頁。
- (9) 作道好男・江藤武人編『北辰斜にさすところ―第七高等学校五〇年史―』（財界評論新社、昭和四十五年）「まえがき」一頁。同書は、背表紙に「七高史」という副題が附されており、本文では「七高史」と表記する。

- (10) 直木孝次郎「寮歌と時代」〔『向陵』第四一卷第二号、一高同窓会、平成十一年〕。
- (11) 「山口大学の来た道」(山口大学、PDF版、平成二十六年)。以下、特に断らない限り、山口大学史に連なる山口教育史の概説は同資料による。
- (12) 「大学規則及中小学規則」(国立公文書館所蔵『太政類典』第一編・慶応三年～明治四年・第百十六卷・学制・教員及属員、太0016100)。
- (13) 「学制附改正」(国立公文書館所蔵『太政類典』第二編・明治四年～明治十年・第二百四十三卷・学制一・教員制置及属員学制、太00166100)。
- (14) 『明倫』(明倫校友会、昭和二年) 一七頁。
- (15) 山口高等学校沿革史編纂委員会編『鴻峯四十年』(旧制山口高等学校同窓会、昭和三十七年)に、「山口高等学校の創立」(一～七頁)という章が設けられているが、明倫館号に関する記述は見当たらない。
- (16) 「中学校教則大綱」(明治十四年七月二十九日文部省達第二十八号) [https://www.next.go.jp/b\\_menu/hakusho/hnml/others/detail/1318027.htm](https://www.next.go.jp/b_menu/hakusho/hnml/others/detail/1318027.htm)。
- (17) 「諸学校通則ヲ定ム」(国立公文書館所蔵『公文類聚』第十編・明治十九年・第二十八卷・学政一・学制総・校舎一)。もし、薩長藩閥政府の御威光で高等中学校を発足させるなら、「諸学校通則」に依らず、全国五学区に分置された高等中学校を山口と鹿児島に設置したのではなからうか。
- (18) 「山口中学校ヲ高等中学校ニ改メ文部省ノ管理トス」(国立公文書館所蔵『公文類聚』第十編・明治十九年・第二十八卷・学政一・学制総・校舎一)。
- (19) 第七高等学校校編『記念誌』(第七高等学校記念祝賀会、大正十五年)。同書は七高二十五周年の記念誌であり、同書に「造士館沿革概要」〔第七高等学校造士館沿革概要〕が収録されている。同書刊行以前における造士館史概説は特に断らない限り同書による。また、「造士館沿革概要」は昭和十年(一九三五)、天皇の七高ご臨幸の際、平易簡約に加筆し、かつ大正十五年(一九二六)以降を増補した冊子が作成されている。『鹿児島県史』第三卷(鹿児島県、昭和十四年)六七〇～六八〇頁、八二三

（八三二頁）。

- (20) 前掲注(19)『鹿児島県史』第三卷、八二七頁。
- (21) 『官報』(第一三四四号、明治二十年十二月二十日)。
- (22) 前掲注(9)『北辰斜にさすところ―第七高等学校五〇年史―』六頁、二〇―二二頁。
- (23) 『官報』(第三二九五号、明治二十七年六月二十五日)。
- (24) 高等学校令公布とその意義については、寛田知義『旧制高等学校教育の成立』(ミネルヴァ書房、昭和五十年)一〇四―一二二頁を参照。牧野伸顕の意見は同書一〇六頁に掲載されている。
- (25) 樋渡清廉編『島津珍彦男建像記念誌』(建像委員会、大正十二年)五三頁。
- (26) いわゆる嘉永朋党事件以来、藩閥政府における薩閥の中心者らと島津氏は一枚岩ではなかったとみられる(『鹿児島県史』第四卷、鹿児島県、昭和十四年、二五〇―二九四頁)。したがって、島津氏の藩校名の存続や高校の鹿児島設置について、薩閥の威光というならば、誰がその中心者か考察を加えるべきであろう。薩閥の中心者には、新政府の政策施行にあたり旧来の幕藩制に掎われず、それとは全く反対の維新改革を推進すべきとの向きもあったと思われる。
- (27) 『官報』(第三九五六号、明治二十九年九月三日)。
- (28) 前掲注(26)『鹿児島県史』第四卷、六七三頁。
- (29) 前掲注(25)『島津珍彦男建像記念誌』、五三頁。
- (30) 『元鹿児島高等中学造士館へ下賜ノ勅語ヲ公爵島津忠義へ転賜セラル』(国立公文書館所蔵『公文類聚』第二十一編・明治三十年・第一卷・皇室・詔勅・内廷・類00771100)。
- (31) 同右注。
- (32) 外山正一『藩閥之將來 附教育之大計』(博文館、明治三十二年)。同書および外山については、前掲注(2)『学歴貴族の栄光と挫折』、八七―九九頁を参照。
- (33) 前掲注(32)『藩閥之將來 附教育之大計』、一―二三頁。外山の文部大臣在職は明治三十一年四月三十日―同年六月三十日

([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/soshiki/rekidai/daijin.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/soshiki/rekidai/daijin.htm)) であり、鹿児島高等学校造士館廃止後のことである。

- (34) 前掲注 (32) 『藩閥之将来 附教育之大計』、三〇～五六頁。
- (35) 前掲注 (32) 『藩閥之将来 附教育之大計』、三一～三六頁。
- (36) 前掲注 (32) 『藩閥之将来 附教育之大計』、八〇～八一頁。
- (37) 前掲注 (32) 『藩閥之将来 附教育之大計』、八一頁。
- (38) 前掲注 (32) 『藩閥之将来 附教育之大計』、五七～五九頁。
- (39) 前掲注 (32) 『藩閥之将来 附教育之大計』、八五～九七頁。
- (40) 『造士館沿革概要』(第七高等学校造士館同窓会記念誌編集委員会編『七高造士館開校九十五年記念誌』平成七年) 三七頁。前掲注 (19) 『記念誌』三四～三五頁の部分を再編集。
- (41) 七高造士館創立後、明治三十八年(一九〇五)に至るまで島津氏の寄付金によって同校維持費は賄われている(前掲注 (26) 『鹿児島県史』第四卷、六七〇頁)。
- (42) 『元高等中学造士館へ下賜ノ勅語ヲ第七高等学校造士館へ転賜セラル』(国立公文書館所蔵『公文類聚』第二十五編・明治三十四年・類00906100)。
- (43) 『東京日日新聞』明治三十四年十月三十一日(『明治ニュース辞典』第六卷、毎日コミュニケーションズ、昭和六十年、四二〇頁)。
- (44) 増村宏『七高造士館史』(前掲注 (40) 『七高造士館開校九十五年記念誌』、四〇頁)、『鳶のある窓』第四四号(甲南高校同窓会、平成二十九年) 一八頁。
- (45) 前掲注 (9) 『北辰斜にさすところ―第七高等学校五〇年史―』、二一～二二頁。県立鶴丸高等学校百年史編集委員会『創立百年』(鹿児島県立鶴丸高等学校創立百周年記念事業委員会、平成六年) 三九二～三九三頁。鶴丸高等学校第一期PTA会長後藤弘毅からの聞き取り(昭和五十三年)。
- (46) 七高学籍簿に基づいて作成された、七高史研究会『七高造士館で学んだ人々(名簿編)』(同会、二〇〇〇年)を典拠とした。

念のため、県外の中学出身であっても縁故があつて七高に進学するケースも考え、生徒の本籍地も検証したが、合計数に県内の出身中学と鹿児島を本籍地とする者の顕著な差はみられなかった。また、その後の鹿児島県内から七高造士館への進学者数は徐々に増加を示し、大正八年（一九一九）に施行された第二次高等学校令で地名校などの高校増設を経て、鹿児島県内から七高造士館への進学者数の割合は全体の六割を超えるようになる（山口宗之「九州管内出身七高生の分析」〔皇學館論叢〕第三七卷第四号、皇學館大學人文学会、平成十六年）。

(47) 前掲注(19)『記念誌』、三二四～三三〇頁。『記念誌』の類は編纂者の思い入れが強く、内容の客観性を疑問視する場合もあるが、同一の『記念誌』所収のこの文章と次注掲出の文章とは正反対の見解である。後掲注(62)参照。

(48) 前掲注(19)『記念誌』、二九四頁。

(49) 『七高思出集』後編（第七高等学校同窓会、昭和三十八年）四五頁。

(50) 同歌は「今年十四の記念祭」という一節から、数えて十四年か満十四年かの議論が生じたこともあったものの、当時の七高生の日記を決定的史料として大正四年（一九一五）の創作説が確定（山口宗之『ああ若き日の光栄は―七高時代回顧―』、私家版、昭和六十三年、九六～九七頁）。

(51) 前掲注(46)『七高造士館で学んだ人々（名簿編）』、一一八頁。

(52) 前掲注(49)『七高思出集』後編、二四五～二四六頁。

(53) 前掲注(50)『ああ若き日の光栄は―七高時代回顧―』、二～三頁。

(54) 神谷彰二「七高造士館、思い出すままに」第七高等学校造士館同窓会記念誌編集委員会編『第七高等学校造士館 開校百年記念誌』同会、平成十二年）九二～九三頁。

(55) 昭和十六年（一九四一）に一高を卒業した直木孝次郎は、一高には国家・国民に対する責任感を歌いこめた寮歌が多いとみて、「一高と他校の寮歌を概観し、「北辰斜」には明確な形でのナシヨナリズムはみられないと述べている（前掲注(10)「寮歌と時代」。筆者は、同説に賛同するが、同歌一番で、「神州」に存在した白鶴城（鶴丸城）以来の七高造士館の歴史を歌いこめている点も指摘したい。

- (56) 島津珍彦の銅像建立の記念誌が作成され、安永二年（一七七三）の藩校造士館創建から七高造士館に至る歴史が記されている（前掲注（25）『島津珍彦男建像記念誌』、前掲注（9）『北辰斜にさすところ―第七高等学校五〇年史―』六七頁）。
- (57) 是枝功「吾が人生を回顧して」（前掲注（54）『第七高等学校造士館 開校百年記念誌』、八四―八五頁）。
- (58) 前掲注（49）『七高思出集』後編、二五頁。
- (59) 前掲注（9）『北辰斜にさすところ―第七高等学校五〇年史―』、一五一―一五三頁。
- (60) 七高の対五高戦記については、前掲注（9）『北辰斜にさすところ―第七高等学校五〇年史―』、二二三―二四五頁を参照。引用部分は二三五頁に掲載。
- (61) 『第七高等学校造士館開校百年祭』（MBC南日本放送、平成十二年）。民間放送局製作のビデオを典拠に掲げたのであるが、数十年前まではごく当たり前に、七高生が「七高さん」と敬愛されていたという日常的な出来事を、代替わりが進んでから実証することは難題である。七高関係者の声が多数映像で収録されているので掲出した。また、同様な聞き取りの結果を七高関係者から記念祭や寮歌祭で得た。
- (62) 前掲注（40）『七高造士館開校九十五年記念誌』、八八頁。筆者は、金丸から、直接、同様な話を聞くなど、裏づけ作業を行い、『記念誌』の類は十分に史料として活用できると考える。次掲注も同様である。なお、多くの旧制高校卒業生を含む戦没学徒の遺稿集『きけ わだつみのこえ』（東京大学消費生活協同組合出版部、昭和二十四年）という書がある。同書は編纂者の意向を体現したものであり、序文では「戦争謳歌にも近いような若干の短文」まで載せるのが公正であるという意見が容れられなかった経緯が語られている。筆者は、編纂者がその思い入れに基づいて原稿の取捨選択を施した同書であっても、そのことを念頭に、同書に語られる内容に歴史の価値を見出す立場を取る。
- (63) 片岡博「七高さん」（昭和五十一年度 会報『東京七高会、昭和五十一年』）。
- (64) 前掲注（2）『学歴貴族の栄光と挫折』、三四―三五頁。直木孝次郎は選良意識でなくエリート意識という言葉を用いている（前掲注（10）『寮歌と時代』）。
- (65) 前掲注（2）『学歴貴族の栄光と挫折』、一三〇―一四二頁。

- (66) 終戦後のGHQの教育施策については、『戦後日本教育史料集成』第一巻(三一書房、昭和五十七年)三三〇―一八頁を参照。
- (67) 『官報』第五七五四号(昭和二十一年三月二十二日)。本稿でみたように、明治維新の変革期に造士館号や明倫館号が外され、造士館号はその後に復活した。そして、戦後の変革期に造士館号が外されている。
- (68) 前掲注(8)「七高史覚書」、一五四頁。
- (69) 前掲注(9)『北辰斜にさすところ―第七高等学校五〇年史―』、一二〇頁。
- (70) 鮫島重俊からの聞き取り(平成十年、令和元年)。
- (71) 「教育勅語等の失効確認に関する決議」(『官報』号外、第二回国会参議院会議録第五十一号、昭和二十三年六月二十日)。
- (72) 「文部大臣森戸辰男発言」(『官報』号外、第二回国会衆議院会議録第六十七号、昭和二十三年六月二十日)。
- (73) 牧祥三「勅語の行方」(『七高思出集』前篇、第七高等学校造士館同窓会、昭和三十五年、二三七―三三八頁)。
- (74) 前掲注(8)「七高史覚書」、一五四頁。
- (75) 鹿児島大学編『鹿児島大学十年史』(鹿児島大学、昭和三十五年)五〇―一九頁、一三〇―一三六頁。
- (76) 大園純也「なぜ「鹿児島大学造士館」ではないのか」(前掲注(54)『第七高等学校造士館 開校百年記念誌』)。
- (77) 後藤弘毅「感無量、わが分身もう三〇年」(『南日本新聞』昭和五十四年十二月七日付夕刊)。